

野田市立南部保育所の管理に関する変更年度協定書

野田市（以下「甲」という。）と株式会社コピーアンドアソシエイツ（以下「乙」という。）とは、令和2年4月1日付けで締結した野田市立南部保育所の管理に関する年度協定書について、次のとおり変更する協定を締結する。

変更後	変更前
<p>別記 1</p> <p>※1 支払賃金とは、受注者等が労働者に支払う最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める手当等の区分による所定内給与のうち、基本給相当額と基準内手当の合計額を1時間当たりの賃金に換算した額（小数点以下切捨て）をいう。<u>以下同じ。</u></p>	<p>別記 1</p> <p>※1 支払賃金とは、受注者等が労働者に支払う最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める手当等の区分による所定内給与のうち、基本給相当額と基準内手当の合計額を1時間当たりの賃金に換算した額（小数点以下切捨て）をいう。</p>
<p>別記 2</p> <p><u>平成 30 年度</u>の支払賃金が 978 円未満である調理員等 1 人につき、次に示す計算式により計算される額の総額</p> $(978 \text{ 円} - \text{当該調理員等の} \underline{\text{平成 29 年度}} \text{の支払賃金}(\ast 1)) \times \text{当該調理員等の各月の時間外労働時間を除く労働時間}(\ast 2) + \text{当該調理員等の本給付による法定福利費の増額分}$ <p>※1 支払賃金が月毎に異なる場合は、最後に従事した月の額とする。<u>平成 30 年度以降</u>から本施設に従事する調理員等の<u>平成 29 年度</u>の支払賃金は、当該調理員等と同じ職種で本施設に<u>平成 29 年度</u>に従事していた調理員等の支払賃金のうち、一番低い額とする。同じ職種で本施設に<u>平成 29 年度</u>に従事していた調理員等がない場合は、<u>平成 29 年度</u>に適用されている該</p>	<p>別記 2</p> <p><u>令和元年度</u>の支払賃金が 978 円未満である調理員等 1 人につき、次に示す計算式により計算される額の総額</p> $(978 \text{ 円} - \text{当該調理員等の} \underline{\text{令和元年度}} \text{の支払賃金}(\ast 1)) \times \text{当該調理員等の各月の時間外労働時間を除く労働時間}(\ast 2) + \text{当該調理員等の本給付による法定福利費の増額分}$ <p>※1 支払賃金が月毎に異なる場合は、最後に従事した月の額とする。<u>令和 2 年度</u>から本施設に従事する調理員等の<u>令和元年度</u>の支払賃金は、当該調理員等と同じ職種で本施設に<u>令和元年度</u>に従事していた調理員等の支払賃金のうち、一番低い額とする。同じ職種で本施設に<u>令和元年度</u>に従事していた調理員等がない場合は、<u>令和元年度</u>に適用されている該当職</p>

当職種の最低額とする。 ※2 当該調理員等が月給制の場合は、当該労働時間は年間所定労働時間を12で除した時間とする。	種の最低額とする。 ※2 当該調理員等が月給制の場合は、当該労働時間は年間所定労働時間を12で除した時間とする。
---------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月1日

甲 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

乙 千葉県野田市中野台564番地の2
株式会社コピーアンドアソシエイツ
代表取締役 小林 照 男